

於：農林水產省講堂

# 食料・農業・農村政策審議会食糧部会 議事録

平成23年2月2日

農林水產省

目 次

1、開　　会 .....	1
1、総合食料局長挨拶 .....	2
1、議事の進行について .....	3
1、議　　事	
(1) 米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針の変更について .....	4
(2) そ　の　他 .....	25
1、閉　　会 .....	36

## 開 会

○天羽計画課長 おはようございます。予定の時刻がまいりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

初めに、本日の委員の皆様の御出席の状況でございます。田沼委員、椋田委員におかれましては、所用により御欠席との連絡を事前にいただいております。

13名の委員の先生方に御出席をいたしておりまして、結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により、本部会は成立しております。

議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に、「食料・農業・農村政策審議会食糧部会資料一覧」に記載されております議事次第、委員名簿、資料1、資料2、参考資料1「最近の米をめぐる関係資料」、参考資料2「第2回食と農林漁業の再生実現会議配付資料（抜粋）」、参考資料3「食と農林漁業の再生推進本部及び食と農林漁業の再生実現会議の体制について」、参考資料4「包括的経済連携に関する基本方針」及び参考資料5「TPPについて」をお配りしております。

それでは、この後の議事進行につきましては、中嶋部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 おはようございます。食糧部会長の中嶋でございます。皆様の御協力のもと、円滑に運営してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日は、議題1として、御案内のように、米の備蓄運営について平成23年度予算概算決定において、回転備蓄から棚上備蓄への移行が認められたことに伴い、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして御審議いただくこととしております。

また、議題2の「その他」として、米政策・農業政策をめぐる最近のトピックスとして、1月21日に開催された「食と農林漁業の再生実現会議」等における検討状況と、「TPP」について情報提供いただきたいと考えています。

なお、本部会につきましては、食料・農業・農村政策審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとなっております。

また、本部会における皆様の御発言等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

#### 総合食料局長挨拶

○中嶋部会長 それでは、まず開会に際しまして、高橋総合食料局長よりご挨拶をお願いいたします。

○高橋総合食料局長 皆様、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中このようにお集まりいただきましてありがとうございます。

本来ならば政務三役がまいりましてご挨拶申し上げるところでございますけれども、御承知のとおり、国会、予算委員会の審議が始まりまして、また、これは事故的なものでございますけれども、南九州におきまして鳥のインフルエンザの発生ということで、政務三役もじきじき現地で調査を行う、指導を行うというようなことがございまして、いろいろと状況がございましてまいれません。かわりに私のほうからご挨拶をさせていただきたいと思います。

今、中嶋部会長さんからもお話がございましたけれども、本日は、米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針につきまして御議論いただくわけでございます。この基本指針は、御承知のとおり毎年7月に策定いたしまして、11月及び3月に定期的に見直しを行うわけでございますけれども、前回11月に全国の23年産の生産数量目標等について御議論いただいた際に、米穀の備蓄の運営につきましては、当時まだこの運営方法について23年度から方式を従来の回転から棚上備蓄に予算要求という形で確定しておりませんでした。暮れの概要要求におきましてこの方式変更ということが認められて、23年度からこれを実行に移すわけでございますけれども、この指針の中身において備蓄の運営の方針ということが規定されております。

従いまして、今回の予算に合わせましてこの備蓄運営についての記述、あるいは需給見通しにつきまして、従来は米の全体需給の中に政府米というものも入れ込んでいたわけでございますけれども、今後棚上備蓄に移行いたしますと、通常の需給の見通しとは切り離した形で政府米というもの、そういう意味での棚上げになるわけでございますけれども、切り離す。そういうような措置も必要になってまいりました関係から、本来でありますと

3月ということでございますが、この2月に急遽お集まりいただきまして御議論いただきるものでございます。

なお、基本指針ベースでは以上のようなことを御審議いただきたいと思っておりますけれども、棚上備蓄に移行いたしますと、通常、御承知のとおり、政府米の売買ということが行われなくなるわけでございますけれども、いざ不作時、お米が足りなくなるというような場合には備蓄米を放出していくということになるわけでございます。そのような備蓄米の放出等についての具体的な方法等につきましては、今私どものほうでも検討しておりますけれども、今後3月ないし7月までの間に基本的なルールも定めてまいりたいと思っております。

本日は、皆様方からもいろいろ御意見を伺いながら、またそういったようなことも踏まえて、このルールづくりの原案というようなことも今後してまいりたいと思っておりますけれども、とりあえず本日は先ほど申し上げましたような備蓄運営についての需給の見通しの技術的な変更と基本的な考え方を御説明させていただきたいと思います。

なお、そのほかに直近をめぐります水田農業、あるいは農林漁業全般にとりまして非常に重要な動きが出ております。それについても皆様方に御説明させていただきまして、また貴重な御意見等を伺えればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、改めまして本日いろいろと御議論いただきますことをお願い申し上げまして、私のご挨拶にかえさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

#### 議事の進行について

○中嶋部会長 それでは、本日の議事の進め方について改めて確認したいと思います。

本日は、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のありました「米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして、事務局から資料の説明をしていただき、委員の皆様からの御意見、御質問を頂戴した上で、適当であるどうか決議したいと思います。

また、その後、1月21日に開催された「食と農林漁業の再生実現会議」等における検討状況と「TPP」について情報提供いただきたいと思います。

委員各位並びに事務局におかれましては、限られた時間内で効率よく議事を進められるよう円滑な進行に御協力いただきたいと思います。

全体としては 12 時前までに終了する予定で進めたいと思いますが、このような取り進め方でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

## 議　　事

### (1) 米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針の変更について

○中嶋部会長 では、早速ですが、「米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針（案）」について事務局から諮問文の読み上げを行っていただき、引き続き、資料についての説明をお願いいたします。

○天羽計画課長 総合食料局計画課長の天羽でございます。1月 11 日付けで村井課長の後任として着任いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。これからのお説明は座つて失礼いたします。

それでは、農林水産大臣より本審議会に対して諮問がなされておりますので、まずは資料1、諮問文を読み上げさせていただきます。

22 総食第997号

平成23年2月2日

食料・農業・農村政策審議会会长 殿

農林水産大臣

## 諮　　問

米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

続きまして、資料2、「米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして御説明をさせていただきます。

冒頭局長から申し上げましたとおり、今回諮問のありました米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針の変更案でございますが、米の備蓄の運営方式につきまして、昨年末、平成 23 年度予算の概算決定において、従来の回転備蓄から棚上備蓄方式への移行が認められたということに伴いまして、昨年の 11 月に当審議会で御審議いただきました基本指針の記載内容につき、若干の変更を行うものでございます。

従いまして、資料につきましては昨年の 11 月以降の変更箇所、また状況が明らかになってきた最近の事項を中心に御説明させていただきたいと思います。

表紙から飛んでいただきまして、4 ページをお開きください。

4 ページの 3、平成 22 年から 23 年の需給見通し、需給のフレームについてでございます。従前はこの記述につきましては、政府備蓄米の数量につきまして、全体需給の内数という形で記載してきたところでございます。今般棚上備蓄への移行に伴いまして、政府米、すなわち備蓄米の需給について、主食用の需給と切り離して記載することとしております。

(1) 供給量の①でございます。平成 22 年 6 月末の在庫量でございます。これは従前、民間、政府合わせて 314 万トンと記載しておりました。これは下の表 3 の 1 行目においても同様でございます。314 万トン、この内数として政府米 98 万トンというふうに記載しておりましたが、今回は、備蓄分は切り離しまして、314 万トンから 98 万トンを引き算した 216 万トンと記載しているところでございます。

②でございます。平成 22 年産主食用米等の生産量。これは当方の統計部で出している数字でございますが、824 万トンでございます。

続きまして、③、④は昨年末の動きでございます。

恐縮ですが、10 ページをご覧ください。政府備蓄米の在庫の状況でございます。

22 年 10 月末現在の在庫量が 95 万トン。これは 100 万トンとの差が 5 万トンあるわけでございます。一番古いのが 17 年産でございまして、これが 13 万トンございます。22 年産はないといったことが示されているわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、23 年度から棚上備蓄への移行ということがございまして、現在政府が保有する 17 年産米につきましては、品質劣化によりまして、主食用としての販売が見込めないという状況でございます。このため、17 年産米につきましては、飼料用に売却いたしまして、22 年産米への差しかえを行うという中で各年産 20 万トン、5 年間で合計 100 万トンという姿に近づけていこうということでございまして、22 年産につきましては、13 万トンプラス 5

万トンの 18 万トンの買入れを予定しております。

戻っていただきまして、4 ページでございますが、表 3 に記載しているところでございます。

続いて、④でございます。生産者団体自らが過剰米対策基金、321 億円の基金を活用いたしまして、22 年産の主食用米を飼料用などに処理をする取り組みでございます。これまでに 15 万トン分まで契約が積み上がっているということでございますので、表 3 に記載しているところでございます。この結果、表 3 ですけれども、A + B + C + D で平成 22 年から 23 年の主食用米等の供給量といたしましては 1007 万トンとなるということでございます。

(2) 需要量でございます。22 年から 23 年の主食用米等の需要量が 811 万トンということでございまして、下の表ですが、引き算をいたしますと、一番下の行ですが、23 年 6 月末在庫は 196 万トンという数字になるということでございます。

続きまして、5 ページでございます。

第 3 は、「米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項」でございます。

昨年 11 月の指針の段階では従前の回転備蓄を前提とした記載としつつ、ただし、概算要求の中で備蓄運営の見直しを要求中でございますということで、棚上備蓄の運営の考え方のみを記載させていただいておりました。今回は 23 年度の予算概算決定で認められましたとおり、棚上備蓄に関して具体的な内容を記載しているところでございます。①から④でございます。

- ① 適正備蓄水準は 100 万トン程度（6 月末）
- ② 国内産米を一定期間（5 年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう作付前の事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年 20 万トン）
- ④ 備蓄米は、放出を要する不足時以外は、備蓄後に、飼料等の非主食用として販売（毎年 20 万トン）

とし、これを踏まえた 22/23 年の備蓄運営は下の表 4 のとおりとなります。

また、なお書きといたしまして、備蓄運営については、棚上備蓄方式による備蓄運営や戸別所得補償制度の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて今後とも必要な見直しを行うものとします、

ということでございます。

6ページの第4、第5は変更がありませんので、省略させていただきます。

以上が基本指針案の本体の中身でございます。

以降、参考統計表についても簡単に触れさせていただきます。

7ページでございます。総務省の家計調査の1世帯当たりのお米の購入数量の表でございます。22年の10月、11月、12月分の欄を追加させていただいております。

8ページは、平成22年産の各都道府県別の収穫量等の資料を添付しておりますので、御参考にしていただければと思います。

9ページから13ページは、更新等はございません。

14ページに6といたしまして、「平成23年産米の都道府県別の生産目標数量（都道府県間調整前）」のものを添付しております。併せて御参考にしていただければと思います。

それから、「最近の米をめぐる関係資料」でございます。こちらにつきましても簡単にざっと紹介だけさせていただきます。

1ページでございます。米の全体需給の動向をグラフにしたものでございます。

2ページ、3ページは、20年産の米の流通ルートを整理したものでございます。

4ページから6ページは、総務省の会計調査から1世帯の米の消費状況を整理したものでございます。

7ページは、全米販、全国米穀販売事業共済協同組合さんが実施している会員の卸売業者による市場見通しをD Iといいますか、傾向として整理したものでございます。

8ページ、9ページは、日本フードサービス協会さんが実施している外食産業の売り上げ等の動向等の紹介でございます。

10ページから13ページは、お米の消費拡大の取り組みについて紹介しております。昨日「フード・アクション・ニッポン アワード」で大賞を受賞しております米パンの製造機「G O P A N」につきましても13ページで紹介しているところでございます。

14ページから16ページは、お米の相対取引価格の推移について整理をしております。22年産米の相対取引価格につきましては、16ページでございますけれども、12月の全銘柄平均で11月比101%となっておりまして、今後は堅調に推移していくと見込んでいるところでございます。

17ページで22年産水稻うるち玄米の1等比率につきまして紹介をしております。

18ページ以降で民間、政府の在庫の状況。

生産者団体の飼料米処理の状況で 22 ページでございます。

23 ページが棚上備蓄への円滑な移行の準備。

24 ページから MA 米、 SBS の販売状況等。

27 ページ、 28 ページが輸出でございまして、特に関心が高まっております中国に向か  
た取り組みについても紹介をしているところでございます。

29 ページから 34 ページ、 23 年産の生産数量目標の配分、これまでの実施状況を整理し  
たものでございます。

35 ページ以降、稲作農家の構造や生産コストについて整理しております。

39 ページから戸別所得補償のモデル対策、加入申請状況の確定値など、モデル対策の  
状況について整理しております。

それから、43 ページ、戸別所得補償制度の概要、23 年度が概算決定の本格実施の概要  
を紹介しているところでございます。

46 ページから 48 ページ、いわゆるナラシ対策の実施状況について整理をしております。

49、50 ページで米粉用米、飼料用米の取組状況を整理しております。

51 ページ、米トレーサビリティ法の概要を紹介しております。

52 ページは、玄米及び精米品質表示基準の見直しについて。

53 ページ以降最後まで東京穀物商品取引所の米の先物市場についての研究会の報告書  
などをつけております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から諮問事項につきまして説明がございました。

説明がございました基本指針（案）ですが、これらにつきましてどなたからでも結構で  
ございますので、御意見、御質問をお願いいたします。

また、あわせて配付されております参考資料につきましても御質問等があればお願いい  
たします。

それでは、富士委員。

○富士委員 資料 2 の 5 ページに棚上備蓄方式に転換するということの中で、備蓄運営の  
基本的考え方、①から④まで書かれてあるわけですけれど、前から申し上げていますが、  
③の買入れについては、出来秋の市場価格に影響を与えないようにと、マーケットに対し  
て中立だとか客観的だというような観点からこういうことになってますが、④の放出す

るといったときに、そういうマーケットに対して中立かどうかということは書いてないわけですよ。そういう意味でバランスがとれていないというふうに思われるを得ない。売りと買入れと放出というのはこれからの中のオペレーションの問題だということなのでしょうけれど、そういう単なるオペレーションだという矮小化した問題ではなくて、極めて基本的な問題なので、きちんと考え方を整理する必要があると思います。放出するといつても、どのぐらい足りないときに、どのぐらい価格が高騰したときに放出するのか。5万トン放出するのか、10万トン放出するのか、はたまた30万トン、40万トン放出するのか、いろんな事態によって違うわけですが、そういうことによっては価格なり、マーケットを冷やしてしまうわけですので、どういうふうにオペレーションというか、放出をするのか。買いのほうは一切そういうマーケットに影響を与えない。事前に、播種前で、しかも主食用米の外数として、転作カウント、転作の一体型として買うという、そういう厳格なことを言っておいて、放出のほうはそういうことはまだ決まっていないといいますか、考え方を整理されていないという意味ではバランスが悪いと考えます。

それで、もともと何回も言っていますが、米は1年に1回しかとれない作物で、11月ぐらいには大体生産量が確定するわけですね。1年間安定的に売っていくということの主食である。それから、価格弹性値だとか、そういう米の特性がありますね。そういう中で豊作も凶作もあるという豊凶変動に対応した出来秋の出口対策というのは基本的にはない。やらない。それから、需給見通しの変動、当初予定した需要量より減るとか増えるとか、今、世界の食糧価格といいますか、小麦とか大豆とかそういうのも高騰していますよね。そういう中で需要の変動というのは当然起こり得るわけですので、そういうことに対しても出来秋の出口対策のところで余った、余らないというところでの対策は一切ない。価格は下がるまま。下がったら所得補償が補てんしますよと。こういうたてつけになっているわけですね。だから、そういうたてつけになっている以上、この棚上備蓄のオペレーションというか、買いとか売りとかというのをどういうふうに運営していくのかというのは極めて重要なことだと私は思います。

そういう意味できちんとその辺の考え方を、特に放出はマーケットに対して介入するわけですので、きちんと考え方を整理していただきたいと思います。

発言をあまりできないので、もう1点。

2点目は、生産目標数量の算出のときに、従来の回転備蓄のときは政府米を買って、売ったら買った時点で、例えば宮城の米だとか秋田の米、需要カウントするわけですね。そ

れが生産目標数量に反映されていくわけですけれど、今度は、場合によったら不足がこない限り、主食用として売れないわけですので、ずっとエサ処理してしまう。これでいきますと、例えば 18 年産は 25 万トン、19 年産は 30 万トンあるわけですね。そういうのは売れたときに需要カウントをして生産目標数量に反映するということなのだけれど、これからは主食用に売らない可能性が大ですね。非主食用とかエサ用に処理していくので、そうすると、18 年産、19 年産、買ってもらった産地の米というのは需要量にカウントされないということになってしまふのではないかと思うので、その辺の今後の棚上備蓄に切りかえたことに伴う過去に買った 18、19、20 とか、そういう米のこれから需要量のカウント反映について一定の配慮が必要ではないかと思いますけれど、この辺についての考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ただいま棚上備蓄に関連しまして放出量についての御質問、それから生産数量目標を設定する上で需要量のカウント等について御質問がございましたが、これに関連して、どなたか御意見、御質問等ありますでしょうか。

それでは、木村委員。

○木村委員 木村です。

今、富士委員がおっしゃったように、備蓄米——先ほど局長のほうから夏ぐらいまでにはいろいろ方法を決めるとおっしゃっておられましたが、備蓄米をどういう基準に基づいて放出をしていくのかということと価格をどうするかということは非常にマーケットに与える影響も大きいわけなので、この点については慎重に、また十分議論して決めていただくということなのですが、しっかりした基準を示していただきたいと思います。

それから、先ほどの備蓄のうちの 17 年産はこれから飼料用としていくということ。それと在庫量の 100 万トンと 95 万トンの 5 万トン分というのは、これは合わせて 22 年産から買っていかれるということ。それから、米穀機構にありました 321 億という生産者が積んできた金を事実上はエサ米にまわすということで、これも市中からそれに見合う分の米がなくなるということを合わせると、30 万トン以上の米は、事実上は需給調整されないとおっしゃったので、需給調整ということにはなっていないのですが、マーケットに影響を与えるという意味では、マーケット側からすると、需給調整に近いものというふうにとらざるを得ないと思います。市況に影響を事実上与えてきています。やや不足ぎみの米の価格が上がってくる。この件については恐らく実際に所得補償のモデルを始める前にある

種の市場整備をされておいたほうがよろしいのではないかというようなお話は、そのときも富士委員からあったかもしれません、食糧部会でもお話ししたような気がするのであります。これは正しいところはわかりませんが、そういうことによって、価格が少し上がってき、うがった見方かもしれません、所得補償の追加払分が予算の中におさまってくるのではないかというような話も、これは正しいかどうかわかりませんが、そういうことも言われております。

そうすると、所得補償が進んでいく中で、追加払いの分とのバランスというのがこの次もどこかで需給調整に近いような形で市況に影響を与えるようなことになるのではないかという若干の不安を持っているところでございます。

そういう意味で需給調整をしないと何回も明言をされておられて、大臣も明言されておられたわけなので、結果としてマーケットでは需給調整に近いものが起こるというようなことがないようにお願いをしたいということが申し上げたいことあります。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

関連しましてほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、一応ここでコメントを事務局のほうからしていただきたいと思います。

○天羽計画課長 富士委員からお話が2点ございました。

1点目、備蓄米の放出の考え方ということでございます。先ほど御説明させていただきましたとおりでございまして、平時においては5年間備蓄をしたものが年20万トン出していくというのが基本の考え方でございます。5年の古米で出でていますので、主食用のマーケットにすとんと入っていくということにはならないであろうと。エサ中心、加工もそんなにたくさん売れるということにはならないのではないかという認識でございます。

それから、5年たってということではなくて、緊急時に放出するときに、例えばどういう考え方、ルールになっていくのかということでございます。冒頭の局長の挨拶にもございましたとおり、より明確にする形で何らかの考え方を、それこそ備蓄でございますので、安定供給という観点から消費者の皆さんにも実需の皆さんにも御理解いただけるような形で考え方をお示ししていかなければいけないというふうに考えております。現在作業中でございまして、3月なり、7月のこの場でできるだけ御説明ができるような形で準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、木村委員から22年産の買入れ、それから321億、民間の取り組みとしての15万トン程度のエサ用への処理ということで、結局需給に影響してしまったではないか

という御指摘でございます。委員も御承知のとおり、22年産の買入れは、先ほども申し上げましたけれども、棚上備蓄に円滑に移行していくための準備としてやっていくもの。それから、321億の基金のほうの取り組みは民間が行うことということで、趣旨も目的も違うわけでございます。そのところを私どもとしてはしっかり説明をしていかなければいけないということだろうと思います。

○中嶋部会長 それでは、局長よりコメントをお願いします。

○高橋総合食料局長 富士委員の話は、冒頭私も申し上げましたように、放出についてはやはりきちんとルールが要るということで、この場で御議論いただこうと思っております。

これからなのですけれども、基本的には平時と緊急時ですから、緊急時であることをどのような時点で認識するか。要は緊急時に備蓄放出のスイッチをいつ動かすのかということを判断していくこと。判断をしたときに、どのような程度に応じてどのようなものをしていくのかということだと思っています。

その判断時期はいつなのかとか、この30年間で、今まで過去3回というふうに私は認識しておりますけれど、不足時の放出、この30年間3回を見てまいりますと、やはり夏の段階ですね。夏の段階には予兆がもう出てきている。そうしますと、当年の作柄の進行と判断というのをどのようにしていくのかみたいなところがまず最初だと思います。あと、だれがどのように判断をするのか。そういう議論も当然要ると思っています。

ですから、これは今年の、先ほど申し上げましたように、23年産米が万が一不作になったときには大変なことになりますから、それに間に合うようにきちんと我々は準備したいと思っています。

それから、生産目標数量の話はちょっと抜けてしまったと思いますので、お答えいたしますと、生産数量目標の県別配分のルールは指針に書いてあるとおりです。要は在庫の増減を見て需要をカウントするということがあります。そのとき、政府買入れ自身は最終需要に結びついていませんから、そこは見ない。政府のほうが売った段階で最終の消費につながっているので、そういう形で政府米操作は見ていますけれども、御承知のとおり、今度は、政府米操作は主食用に売買しませんから、過去に買った分がどうなるかという議論があります。ただ、これまでの実績を見たときに、政府買入れしたものが全量主食に回ったかどうかというようなことも県別の産地品種銘柄によって全然違います。ですから、その辺は本当に配慮する必要があるのかどうかも含めそういうものもきちんと検証したいと思います。

ただ、こちらのほうも当然のことながら 24 年産に向けてですから、それまでの間にきちんと検証したいと思っております。

○中嶋部会長 それでは、富士委員。

○富士委員 高橋局長、ありがとうございました。

局長、もう十分御存じのとおりでございますのであれですけれど、いずれにしても平時と緊急時に分けて放出のことは考えなければいけないというのはそのとおりですし、平時のときに主食には放出しないのですけれど、エサということであれば輸入トウモロコシなり、輸入マイロの代替ということでマーケットに影響はほとんど与えないと思いますが、加工用米ということになれば、加工用米のマーケットに影響を与えるわけで、そういう平時における主食用以外の場合の放出先、放出用途についてもきちんとする必要があると思いますし、緊急時に主食用に放出する場合は、まさに本当に要件なり、どういうふうにやっていくのかということをきちんと考え方を整理する必要がある。といいますのは、局長、言わずもがなのですが、米の商品特性というものは主食ですので、少し足りなければ価格はかなり高騰しますし、余れば下がります。価格が下がったらといって消費量は増えないわけですので、余れば下がる。そういう米の価格弹性値というか、商品特性があるという、そういう前提で放出というものの基準なり要件というものを考えていかないと、率直にいって生産者が心配しているのは、もう米価は上がらないんじゃないかということ。この仕組みが運用されればですよ。上がるときには放出されて、冷やされる。下がったときは下がるに任せて、何も手は打たない。所得補償するだけと。だから、米価はもう下がるだけで、上がることはないという、そういう不安感に現場は駆られているということなんで、そういうことも含めて放出のオペレーションというか、要件をきちんと考え方を整理していただきたいと思います。

○中嶋部会長 それでは、青山委員。

○青山委員 少し基本的なことをお聞きしたいのですけれども、備蓄米の買入れの方法なのですが、5 ページには一般競争入札により、作付前、播種前契約ということでございましたね。23 年産に限っては優先枠というのを設定されたということなのですけれども、それ以降はそういった枠とか配分とかというのがあるのか。この 5 ページだけを見ると本当に安い値段をつけたところがたくさん入札されるのか、あるいはある程度地域によって枠というものを設けるのか、24 年産以降の方式のようなものがあれば教えていただければと思います。

○中嶋部会長 これはいかがでしょうか。

○天羽計画課長 23 年産、これも基本的に全国一律のルールで入札をしようとしております。委員おっしゃられたとおり、23 年産につきましては優先入札枠ということで 6 万 1000 トン程度の枠を内に設けるわけですけれども、24 年産以降についてはそういうものがなくなって、20 万トンというものが基本の数字になっていくということだと考えております。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見等ござりますか。

それでは、廣瀬委員。

○廣瀬委員 私のほうからは前の部会で 22 年産米の米価の動向について少し懸念のところを申し上げたところであります。今日の参考資料 1 の 14 ページにもその動向がその後出ていまして、12 月の数字については下落が続行するのではなく、やや反転というような数字が出ているわけでございますけれども、このあたりは今後どういうふうな動向を示すのか。全般としては前年度産米に比べて大きく落ち込んでいるわけですので、今後とも十分な注意を払っていただきながら、なおこの価格動向の要因分析は続けていただきたいと思います。

世界的にも食糧需給が今異常気象の関係で問題になっておりますので、なかなかそういう要素が日本の米市場に直接影響するとは思いませんけれども、いろんな要素が出てくると思いますので、この辺りについて、その後、何か調査された結果がわかっておられたら今日時点でお教えていただきたいと思いますし、そうでなければ今後とも継続して注意深く分析し、その結果をあるタイミングではぜひともこういう部会で御説明いただければと思います。それが 1 点です。

もう 1 つは、これは意見ということでありますけれども、これは農水省御当局も随分今対応していただいているところで、中国等へ米の輸出をもっともっと、例えば 100 万トン単位までということでいろんな動きをされていること、これは本当に日本の米というのは、皆さん御案内のとおり、私が申すまでもなくも、非常においしい。しかし、値段は高いわけですけれども、中国を始めとする富裕層からは、先ほどの「G O P A N」ではないでけれども、いろんな電気釜が秋葉原、あるいは九州のスーパーとかそういうところでは大量に買われているわけでございまして、やっぱり高級品に対する、かつ、安心できる日本の農作物についてブランド品としての売り方というのは当然あると思っています。我々経

済界といたしましても、流通ルートとか、商社関係さんのところも含めて全面的にサポートさせていただきたいと思いますので、ぜひそのあたりのことについてのお取り組みを意欲的に進めていただければと思います。

もちろん検疫体制の国内での整備等について輸入側からいろんな意見が出るかと思いますけれども、それはまた国によっていろんな要求のレベルが違うのではないかと思いますけれども、今後とも御検討いただきまして、ぜひとも日本のすばらしい農産物を、これは食糧という面も含めて世界に広めていただければと思います。経済界といたしましては、これは全面的にサポートしますので、これは農商工連携とか、そういうところで今やらせていただいておりますけれども、もっともっとＩＴシステム等も含めて受注、使われた後の満足度の調査等も含めていろんなことを総合的にやっていくことによって、日本のこのすばらしい農作物はもっともっと評価されるべきだと私は思いますので、そういうことでこれは意見として経済界として対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げします。

その2点でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ただいま最近の米価についての御質問、それから米の輸出に関する御意見を伺いましたが、関連して何か御意見、御質問等がございますか。

それでは、尾畠委員。

○尾畠委員 参考資料1の51ページなのですが、今現在米トレーサビリティ法というのが始まって、お米だけではなくて、お米を使ったもの、清酒を含めまして、いろいろ表記に関してルールが設定されております。

その一方で、国内ではなく、海外に行きますと「コシヒカリ」と書いてあるお米を売っていたりするのですが、実際どこ産のものかというのがちょっと不明なときがあるように見受けられます。せっかく国内で米トレーサビリティ法というのが進んでいるので、ぜひ日本産の安心、安全なものというものが国内はもちろんのですが、海外においてもわかりやすく見えるようなシステム化したものをつくっていただけますと、生産者のほうとしても自信を持ってお勧めできるし、消費者の方もこれが本当の日本産のものであるというのがわかりやすくなることによって、高価格であるというものの価値がより明確になるのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

輸出振興に関連して米のトレーサビリティ、表示についての御意見をいただきました。  
ほかに関連して御質問ありますでしょうか。

それでは、廣瀬委員。

○廣瀬委員 一言だけ。

日本の自動車は高級品が国内でも売っていますし、海外でもハイブリッド車というのが非常に売れているわけでございます。日本の農作物も私は30万とか80万のレベルのところの市場をねらうのではなく、自動車で言えば300万、400万のハイブリッド車のところの需要をねらう。それは富裕層からしますと随分大きな層があるわけだと思いますので、そういうお米についても意識して、日本のものはすばらしいものだと、余り優越感に浸つておごることがあってはいけないと思います。しかし、実質すばらしいものだという自信を持って、そういう富裕層に向けて売っていくというような形ができればもっと増えるのではないか、増やせるのではないかと信じておりますので、そういう意味でちょっとつけ加えさせていただきます。

ありがとうございました。

○中嶋部会長 御意見ありがとうございます。

それでは、お2人の委員に対しての御返答をお願いします。

○天羽計画課長 廣瀬委員から米価の動向なり、価格の要因分析の状況についてのお話がございました。委員もおっしゃられたとおりですけれども、この報告からしばらく堅調に推移していくのではないかと見込んでおりますけれども、いずれにいたしましても価格をめぐるさまざまな要素、要因、どういうような情報が役所として入手できて、それをどういうように考えていくのかということにつきましては、私どもも研究、勉強していくかなければいけないと考えているところでございます。今までもやっているわけですけれども、ちょっと深めた形、もしくはアンテナを高く、もしくは視野を広げた形でやっていかなければいけないと考えて作業を始めようとしているところでございます。

価格の今後につきましては、私どもからしてもよくわからないところもございますので、木村委員のほうから何かコメントがいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○木村委員 なかなかわからないものでございますね。先ほどのお話のように年がかわってからというか、若干底を打ったかなという感じで、このまま春までいくのだろうと思いますが、実際のところ、私どもも予想がつかないところがございまして、今までこういう傾向があったときには、過去にここら辺で反発があったときには、夏以降、もしくは夏に

入ってから下がるというようなケースもございましたし、余りうかつなことは申し上げられないと思います。

流通としては自然の中で起きてくる需給の問題については我々備えをするつもりであります、そこに急激に国のはうの政策で何か入るというようなことがあって変動することに対してはなかなか身を守るということは難しうございますので、ここら辺で何か国のはうも一段落したのかなと思っておりますので、この推移の中は上がる、下がるということよりも、どういう状況にでも対応できるようにという姿勢でいるということでございます。

○中嶋部会長 それでは、食糧貿易課長からお願いします。

○塩川食糧貿易課長 先ほど廣瀬委員から米の輸出についての御意見をいただきました。国産米の輸出を振興していくということは需給改善の観点からも極めて重要だと思っております。ただ、国産米の輸出は、価格水準、あるいは世界では長粒種が一般的な中で、我が国の短粒種をどうアピールするかという課題はあるのですが、委員が御指摘のようにまさに高品質、おいしいという点で差別化が可能ではないか。あるいは東アジアを中心に富裕層が拡大している中で、日本食ブームで、まさに国産米のマーケットが広がっているのではないかと思っておりますので、輸出の拡大の可能性というのは大きいと思っておりますので、農林水産省としても引き続きPR活動をして、輸出についての取り組みの後押しをしていきたいと思っております。

特に経済成長の著しい中国につきましては、昨年12月に筒井副大臣が訪中されまして、向こうの国営企業との間で米を含む日本の農産物全般の輸出拡大についての覚書を結んだところであります。先週は国営企業のトップの方以下が来日されまして、輸出の促進会議、今週もまた米関係だけでビジネス懇談会などを開いておりまして、そういうことで中国への輸出について取り組んでいきたいと思っています。

また、中国については薰蒸しなくてはいけないという問題がありますが、それについても薰蒸できる倉庫を増やすなどの積極的な支援を行ってまいりたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

あと、尾畠委員から質問のありました海外における米の表示等の問題についてはいかがでしょうか。

○中村消費流通課長 消費流通課長でございます。

御案内のように、国内におきましては米トレーサビリティ法が適用されまして、昨年

10月からは取引の記録、また本年7月からは産地情報の伝達、さらに消費者への表示等を通じての消費者へも伝達ということが国内では整備されております。

尾畠委員の海外においてきちんとやってほしいということで、もっともでございますが、なかなか国内のトレーサビリティを海外に適用ということは難しいということではございます。

○中嶋部会長 それでは、局長のほうからお願ひします。

○高橋総合食料局長 特にお米の関係でいくと、中国。量の問題もあるのですけれども、輸出においてどういうふうに表示をするかの議論があります。

これは実はお米だけに限らない問題でございまして、知財の確保というか、知的財産権をどのように保護するかと。「コシヒカリ」というお話があったのですが、たしかこれは私の記憶なのですから、「越光」——越後の越に光と書いて、「コシヒカリ」ですね。これはたしか中国で商標登録されてしまっています。それに対して日本としてどのようにクレームをつけるか。青森県産のリンゴは森の字が水3つになったりするとか、そういうような話がございまして、要は日本の銘柄というものをどのような形で海外においてきちんと確保していくか。これは知的財産という観点で私どももその専門部署がございます。お米だけに限らず、加工品、その他も含めて、いかにきちんとやっていくか。これは相手方との問題がございますので、例えば植物品種の保護みたいなものは別途あるのですけれども、なかなか加工品全部できておりません。この辺はよく政府のほうで相手国との間できちんとやっていくということをやっております。

私どもも変なことに対しては必ずきちんと対処したいと思っています。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、木村委員。

○木村委員 輸出の話ではないのですが、先ほど天羽課長からボールを振られて一言私が言いそびれたというか、言わなかつたことがありまして、多分価格の問題という、価格だけではありませんが、戸別所得補償に今年度の加入率が上かるのか、上がらないのかというところは、価格の面も含めて需給の面で結構影響があることなのだろうと思います。

もしこの暮れから正月にかけての一種の対策というか、そういうものがなければ、農家も、国は何もしてくれないというようにきっと思ったと思ひますし、この暮れの、先ほどの機構の321億の活用と政府米の古い米の入れかえ、これはこれで前に決めたことを進め

てきたという感じだと思いますが、こういうことになると、本当にぎりぎりになつたら国は何らかのことをやってくれるのではないかという気持ちが生産者の側にも当然起きてくるのではないかというように思うので、これからは、米は何も出来秋に全部出荷をしなくても、そのときの状況を見ながら出荷するということも可能なわけですから、少し待っていたほうが得ではないかというようなことも出てくるでしょう。そうなると、今申し上げたような戸別所得補償に入る方はもっともっとどんどん全員が入るという方向にいくのか、そうじゃないような判断をされるのか、戸別所得補償制度の加入率が思ったほど上がらないということになると、価格はもうあまり上がらないのかなというような危惧をしております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、杉本委員。

○杉本委員 米の価格の話との関連もあるのですが、米の在庫量というのをどういうふうに考えるかということでお考えをお伺いしたいと思います。参考資料1の 18 ページ、20 ページに米の在庫量の数字が出ておりまして、20 ページは民間流通在庫量の数字が出ています。政府米の在庫量も関係するのだと思いますが、民間の流通在庫、出荷段階、販売段階とかあるのでしょうかけれども、その在庫水準というのと、価格の関係というのをどういうふうに考えていらっしゃるのか。民間の在庫水準も消費量、需要量の関係でかなり振れていますけれども、今の水準をどういうふうに考えていらっしゃるのか。その点について御意見をお伺いできればと思います。

○中嶋部会長 関連して御質問、御意見ございますか。

それでは、よろしくお願いします。

○天羽計画課長 今杉本委員から御指摘のあった 18 ページの在庫の推移のグラフでございます。民間の在庫量は幾らが適切かということは、これはこれで議論があるところだと思います。折れ線グラフにありますとおり、200 万トン程度、200 万トン内外の時期もあれば、161 万トンといった時期もあるということでございます。直近の 22 年 6 月末の民間在庫においては前年をさらに上回るといったことが 1 つの大きな要素になって、販売段階の卸売業者が余分な在庫を持たないようにしようとして、当座の調達に徹したという行動になったのではないかというふうな考え方をしているわけでございます。結果、農協系統の出荷段階においての在庫が増加をしたというふうに見ております。このため、在庫なり、

販売環境が厳しいといった産地において、22年産の概算金の設定が大幅に引き下げられるということで、他の産地もそれに追随をしたのではないかというのが22年産についての見方でありますけれども、このあたりにつきましてもいろんな観点からこの在庫変動の動向、価格の動向について関係の業界の皆さん方からもお話を伺って分析を深めていかなければいけないと考えているところでございます。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問。

森委員。

○森委員 最初に質問にお答えいただければと思います。

今いただいている参考資料1、それから資料2、一般の方々がこれを今後ホームページ等でご覧になりますか。

○天羽計画課長 はい。

○森委員 では、その視点から、消費者としてもう少し書き込んでいただけたらと思っている点がありますので言わせていただきたいと思います。

前回の食糧部会のときにも申し上げたのですけれども、備蓄米の今の100万トンという量について、国民が今食べているお米の量、実際緊急時に、全くお米ができなかつたりした場合に、どれくらいの量があるのかと。1.4カ月という御回答をいただいているのですけれども、それだけ常に確保しておくことが安全保障であるということをはっきりどこかに入れてほしいのです。私が見逃しているのかもしれません、今回はその数字が出てきていないように思うので、出てきていたかったとしたら、織り込むようにしていただきたいと思います。

次ですけれども、参考資料1の23ページの「棚上備蓄への円滑な移行準備」というところの「趣旨」に書いてあります、5年を経過していく、古米臭等で主食としては販売が見込めないのを、事前に説明いただいているときのお言葉をかりれば、ところでん式に放出していくということだと私は理解しているのですけれども、それは消費者には割と理解しやすい方法だと思って評価しています。しかし、どれだけの期間備蓄して、どう放出されるかについて、わかりづらいところがあると思うので、その表現方法、表し方についても検討いただきたいと思います。

次に、資料があちらこちらにいって恐縮ですが、資料2の5ページの「棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方」の3番、4番について、先ほど御専門の方のいろいろな

御意見を伺いましたけれども、いわゆる消費者にとっては作付前の事前契約による一般競争入札ということについてなかなか理解できないと思います。1つは、素朴な疑問なのですけれども、今これから育苗を始める時期にそういうことがあるのは、農家の方たちは混乱しないのか、そういうことも聞かせていただきたいと思っています。3番について実際どういう方式で、農家の方たちにこれからどういうふうにお話しして、入札していただくのかということを教えていただきたいと思います。

それと4番の「備蓄後に、飼料等の非主食用として」というのを私は飼料のみと思って考えていたのですけれども、加工用に回る可能性があるのでしょうか。参考資料で古米臭が強くて云々という言葉がある一方で、「飼料用等」ということは加工用にも使うのかというような疑問もありますので、お答え願いたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 国民の皆さんへの説明の仕方についての御意見と、備蓄米の播種前契約ですか、事前契約についての御質問、それから、最後、「飼料用等」という言葉についての御確認の質問がございましたけれども、これについてよろしくお願ひります。

○天羽計画課長 森委員から御指摘がございましたとおり、特に備蓄のように国民負担が伴うものについて、もっとしっかりとわかりやすく説明していかなければいけないというのはそのとおりだと考えております。

22年8月の食糧部会の資料といたしまして備蓄についてのいろいろな考え方ですか、コストですか、掲載しているということなのですから、なかなかそこにたどり着けないことがあるかもしれませんので、そこはもうちょっと入っていきやすいように工夫をさせていただきたいと思います。

それから、備蓄米の播種前のこれからとの契約、入札のあり方でございます。今日この審議会で御議論いただいて、御了解が得られれば、23年の備蓄米の入札はこういうことでやっていくということを、説明会などを開いて、よりわかりやすく説明をした上で入札に参加していただくということにしたいと思っております。今日が終わってからの動きになりますので、これからのお話になるわけですけれども、できるだけわかりやすくやっていきたいと思っております。

それから、備蓄後の用途として「飼料用等」と書いてあるじゃないかということでございます。これは富士委員の問題意識にも関連する部分があると思います。5年たって古米臭もついているという状態で、飼料用では売れるにしても、ほかの用途にはなかなか売れ

ないのでないかという見方もあるわけでございます。他方、それこそバイオエタノール原料用ですかの可能性もあるわけでございまして、加工用のユーザーにもいろいろなニーズがあると思いますので、すべての加工実需者がどうかというのはいろいろ議論があると思いますけれども、そういうものでもいいよとおっしゃられる方がおられれば、それは加工用にも売っていくということではないかと思っております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、村松委員。

○村松委員 棚上方式にすることによってこれまでのお米の市場価格と一線を画するという形にするということは、備蓄米の本来のあり方について考える上では私は大変いいことだと思っています。ただ、予測できない部分ということが農業政策には起こってくると思いますので、これからまた過剰米のことですとか、お米の安定した価格対策などについて柔軟な姿勢で臨んでいくことも必要だと思います。それはやはり生産者がやる気を失ってはいけないので、生産者のやる気を喚起するような、そういうスタンスを必ず持っていてほしいなと思います。

それと消費者としては、やはりおいしいお米を手軽な価格で買えることができたらもちろんそれにこしたことはないし、いざというとき、こうした備蓄米があるということが安心につながっていくと思うので、そういうそれぞれの立場の思惑を酌み取った上で、いい形で運用していけたらいいのではないかと思います。そのときに、先ほどから議論に上がっていますが、播種前の買入れの基準がどこになるのかということがイメージとしてつかみにくいんですね。入札にしたら安い金額で出したところに決定するのではないかと思いますが、金額だけでそれを決めていいのか、そのあたりのイメージがつかみにくいということが1点と、棚上方式にした場合、買上価格とか、倉庫の管理費ですか、そういった経費などについては今までのものと比べると、どのくらい違うのかというあたりを伺いたいと思います。

○中嶋部会長 備蓄米に関連しまして幾つか御意見と御質問をいただきましたが、併せて御質問される方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これに対する御回答をお願いします。

○天羽計画課長　村松委員からの御指摘でございます。棚上備蓄にしたということで、これまでの方式よりも消費者対策の観点がより明確に出るはずだということでございまして、そのとおりでございます。私どももいろんな形で棚上備蓄の趣旨についての説明をしていかねばならないというふうに思っております。

備蓄の管理コスト、備蓄運営についてのコストにつきまして、先ほども森委員からもお話をありましたけれども、22年食糧部会の資料としてホームページにも載せているところでございます。その資料に基づきまして簡単に御説明させていただきますが、お手元の黒いファイルの中に入っているそうでございます。21ページ、16番でございます。あとでまたご覧いただければと思います。100万トンということであれば、コストが510億～520億と書いておりますけれども、回転備蓄と棚上備蓄とでコストは変わらないということでございます。

100万トンの根拠、考え方につきましても、その資料の7ページでございます。

○高橋総合食料局長　播種前契約について、村松委員、森委員からどうもイメージがわかないというお話をあったと思います。

これは確かに今回初めての制度でございますので、農家の人たちにとっても初めての経験になるのですが、実はこれまでのお米の生産においても似たような仕組みがあります。それは何かといいますと、主食用につくるお米は、田植えをして、それで出来秋に収穫をして、それを売りにいきます。これは豊凶や何かの変動も当然あるわけですから、できたものを売るという形が基本です。それに対して実は、先ほど来、加工用米、米菓ですか、おせんべいですか、あるいはお酒ですか、そういうものの原材料米、あるいは飼料米、これはエサにする畜産農家との間、あるいは飼料会社との間で契約するわけですけれど、これらはいずれもつくったものを売るのではなくて、最初から幾らつくります、幾ら買いますということを事前に決めまして、それに見合った生産を行う。もちろん豊凶がありますから、若干足りなかつたり増えたりして、その分も引き取ってもらうのですけれども、幾らの数量を買います、というのをお米をつくる前に契約をしまして、その契約に基づいて田植えをしたり、生産をするという形になります。

同じように、播種前に備蓄米をつくっていただくというのは、政府との間でその契約をするということです。ですから、民間の加工のメーカー、あるいは清酒の方々と加工米の契約をする、あるいは先ほど言いましたようにエサ会社なり、畜産農家との間で播種前に契約をするという意味で、田植えの前に基本的な契約関係を結ぶという意味で同じでござ

います。

ただし、これについては当然農家個々だけでやることは、できる農家もいますけれども、できない農家もいますので、生産者団体なりがそういったものを調整していくという形になります。確かに初めての制度ではありますけれども、播種前にいろいろと契約をするという意味では過去も事例としては似たような例がございますので、そういった点はきちんと御説明していく予定でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

過去の経験を生かしながら、運用していくということでございました。

あと、御発言いただいている委員の方々から、生産者のお立場、食品産業のお立場から何かあればお願ひいたします。

奥村委員、お願ひいたします。

○奥村委員 皆さん、御意見は出尽くしたと思いますし、私、個人的には今年から始める棚上備蓄方式については、今の段階ではこういうことだろうと思っていますが、なお書きにも書いてありますように、実際、農家の戸別所得補償制度の中でも戦略作物助成がありますね。これもやっぱり地域によって実効性が伴わない地域というのがあるんです。畜産が全然ないところ、需要のないところに。飼料米を生産するのに適地であっても、需要先がないとかということになると、絵にかいだもちみたいなことになりかねないので、今後棚上備蓄方式をもうちょっと充実した形で、主食用と飼料用と両刀使いの備蓄方式になれば一番いいと思うんですけども、この制度の中へ戦略作物助成の飼料作物の制度をうまく組み入れれば、日本全体でどこでも飼料作物が生産できて、それが需要に結びつく。戸別の生産者が需要先を見つけるということは、地域によってはなかなか無理なところもありますので、制度の中で将来できるようなことも検討されたらいいのかと思いました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかの委員、よろしくございますか。

それでは、御意見をいろいろ頂戴いたしました。活発な御議論をありがとうございます。

ここまで御審議いただきましたこと、御意見のあった点につきましては、さらに今後検討していただくものとして、本部会としては、本日農林水産大臣から諮問のあった「米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針（案）」の内容を適当と認めてよいと考えますが、その旨、決議してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により、議事の決定に必要とされている出席委員の過半数を超えておりませんので、本件につきまして適當と認める旨、議決いたします。

なお、本食糧部会の議決につきましては、審議会の議決することとされておりますので、後ほど食料・農業・農村政策審議会として農林水産大臣に適當と認める旨の答申をいたしたいと思います。

その答申案をただいま事務局から配付してもらいますので、お目通しをいただき、御確認いただけますでしょうか。

#### [答申案配付]

○中嶋部会長 これでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、食糧部会として事務局案について了承したいと思います。

#### (2) そ の 他

○中嶋部会長 本日の議題であります「米穀の需要及び価格の安定に関する基本指針」についての審議はこれで終了いたしましたが、冒頭にもお話しいたしましたように、せっかくの機会でございますので、米政策、農業政策をめぐる最近のトピックスとして、1月21日に開催された「食と農林漁業の再生実現会議」等における検討状況についてと「TPP」についてそれぞれ情報提供いただきたいと思います。

○横山大臣官房参事官 大臣官房参事官の横山でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元の資料でございますが、参考資料2から参考資料4までの資料で御説明させていただきたいと思います。右肩のほうに資料番号が振ってございます。

順番が前後して恐縮でございますが、まず参考資料4をご覧いただければと存じます。

参考資料4でございますが、「包括的経済連携に関する基本方針」ということでございまして、昨年の秋、政府部内での議論を経て閣議決定いたしました包括的経済連携、EPAと言われるものに関します閣議決定でございます。

その中では 1 のところで、「高いレベルの経済連携推進」とございますけれども、1 ページ目の下から 3 つ目の段落にございますように、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める。そのために必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する。さらに、特に農業分野につきましては、自由化により影響を受けやすい分野であるだけではなく、将来に向けて持続的な存続が危ぶまれている状況にあり、我が国農業の潜在力を引き出す大胆な政策対応が不可欠。こういったことがうたわれてございます。

1 枚おめくりいただきたいと思います。2 ページの真ん中あたりから「包括的経済連携強化に向けての具体的取組」ということで、各国別について、EPA、経済連携の相手方についてどういうことをやっていくのかというようなことがここで記載されてございます。

2 の（1）のところ、2 ページの一番下のところでございますけれども、「環太平洋パートナーシップ協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」。こういった整理がなされてございます。

TPP に関する協議の状況等につきましては後ほど担当の交渉官から説明いたします。

それから、特に農業ということにつきましては、3 ページ、3 の（1）のところでございますけれども、「高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興を両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため」ということで、総理を議長といたしまして、玄葉国家戦略大臣と鹿野農林水産大臣を副議長とする農業構造改革推進本部を設置する。そこで 6 月までに基本方針を決定し、さらに 10 月には競争力強化に向けた必要かつ適切な抜本的国内対策、財政措置、財源を検討して、行動計画を作成する。こういったことが閣議決定されたわけでございます。

これを受けて、参考資料 3、横長のポンチ絵風のものがございますけれども、11 月の終わりでございますが、決定機関としての「食と農林漁業の再生推進本部」——先ほど仮称であった部分が正式名称として「食と農林漁業の再生推進本部」ということで、すべての閣僚から成る本部が設定され、その下にといいますか、諮問機関として、「食と農林漁業の再生実現会議」が設定されております。これにつきましては、総理が議長、両大臣が副議長、そして関係大臣が入った上で、民間の有識者の方々も入っていただいた諮問機関としての実現会議が設けられました。

さらにその下といいますか、幹事会、これは副大臣級でございますけれども、副大臣級

の幹事会が設けられまして、こちらのほうで有識者のヒアリング等がこれまで行われてきてございます。副大臣級幹事会につきましては、国家戦略担当平野副大臣と農林水産副大臣の篠原副大臣がそれぞれ議長というようなことで進められてございます。

検討の状況でございます。参考資料2をご覧いただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、これまでの検討と今後のスケジュールでございますが、左側のほう、今後のスケジュールということでございます。これまで11月30日に総理を議長とする実現会議第1回を開き、先般、1月21日に第2回を開催してございます。

この間、副大臣級の幹事会では「持続可能な経営実現のための農業改革のあり方」ということで4回の会議を開催してございます。ちなみに、先週でございますけれども、第5回目の幹事会が開催されまして、その中ではここにあります論点2「食品供給システムのあり方」、それから論点4の「成長産業化のあり方」につきまして、有識者の方々、業界の方々からヒアリングを実施いたしてございます。

今後の予定といたしまして、3月に中間整理をし、その後さまざまな公開ヒアリング、現地視察等を経て、6月に基本方針の策定につなげていく。そういうスケジュールで検討が進められてございます。

これまでの検討の状況でございます。2ページ以降の資料で御説明させていただきます。

副大臣級の幹事会で実際にヒアリングを中心にやっておりまして、12月21日の第2回幹事会、1月7日の第3回幹事会ということで、ここに記載のありますような8名の方々から意見をいただいてございます。稲作農家の方、あるいは有識者の方、地方自治体の方、あるいは経済界の方等々から御意見をいただいてございます。その議論を整理させていただいたものが次のページでございまして、3ページ以降でございます。

議論の整理といたしまして、まず農業といいましてもそれぞれの農業の分野といいますか、性格によってそれぞれ問題点が違うということで、土地利用型、施設園芸、酪農、畜産、それぞれの分野で考えなくてはいけないというようなことがまずあって、それを踏まえて、どういった形での担い手というのを考えしていくのかという問題。

それから、次のページでございますけれども、農地についてどう考えていくのか。既に農地法の改正等を行ったわけですが、さらにどういった問題があるのか、運用の問題なのかといったこと。

それから、農協なども含めまして流通についてどのように考えていくのか。

それから、5のところにございますが、地域、中山間地域等々を考えまして、どういつ

た形で農業を維持していくべきか。

さらに、次のページでございますけれども、6の直接支払制度について、戸別所得補償制度が実施されているわけですが、それについてどのようなことを考えていくべきか等々といった意見が寄せられてございます。

次のページの横長の表、それから11ページ以降でございますが、これは今申し上げたようなことにつきましてもう少し細かく整理をして、またそれぞれの発言の方々ごとに整理をさせていただいた資料ですので、説明は割愛させていただきます。

1月21日の実現会議における議論でございますけれども、21ページ以降の資料をご覧いただきたいと思いますが、右上に「討議用資料」とございます。

土地利用型、中でも水田農業を中心にはじめ議論してはどうかということで、この資料を提供し、議論がなされてございます。その中では、まず水田農業につきまして、どのようなところに担い手というのを考えていくのか。また、その担い手についてどういった形での政策をやっていくのか、集中していくのかといった議論。

それから、(2)のところでは農地の関係でどのように考えていくのか。先ほど申し上げましたような、新しい農地制度、制度改正されたところでございますが、制度と運用のどちらが障害かといった問題。あるいは農地の仲介機能等々の問題。

さらに、(3)でございますけれども、流通の問題などについて論点として提供させていただいてございます。

実際の実現会議ではこういった論点を踏まえまして、それぞれ有識者の方々を中心に意見をいただくということで議論が進められました。ただ、今の段階で何らかの方向性が出されるということではなく、それぞれの方々から意見をいただいたというようなことでございます。

24ページ以降でございますが、これはそれぞれの論点に対応いたしましてデータ等を整理させていただいたものでございます。例えば26ページをご覧いただきますと、農業従事者が非常に高齢化しているということをよく御指摘いただくわけでございますが、特に26ページ、右側で、65歳以上というところが6割もいるということで、諸外国に比べても非常に厳しい状況にあるということですとか、あるいは32ページでございますけれども、新規参入ということでございますが、実際は6割程度が野菜、あるいはさらにおいと、果樹、花きというところが中心でございまして、稲作についての新規参入は少ないといったふうな関係につきまして資料として提供させていただいているところでござ

います。

この実現会議につきましては、今後 2 月下旬に第 3 回会議をし、先ほど申し上げましたとおり、3 月に第 4 回会議で中間整理を行いますというようなスケジュールでこれから幹事会等の議論も引き続き進められるということを予定してございます。

「食と農林漁業の再生実現会議」に関する資料の説明は以上でございます。

引き続いて、TPP 関係について御説明させていただきます。

○柱本国際部国際交渉官　国際部国際経済課の柱本と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にございます参考資料 5、横になっております「TPPについて」という表紙がついた資料に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

まず 1 ページ目でございますけれども、これは包括的経済連携に関する基本方針をめぐる議論でございまして、ただいま横山参事官から御説明させていただいたことでございまして、省略させていただきまして、2 ページ目の環太平洋パートナーシップ協定、ここでの説明から始めさせていただきたいと思います。

まず TPP に参加している国により交渉が行われておりますけれども、それ以前に P 4 協定というものがございまして、これは環太平洋戦略的経済連携協定と申しまして、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイによる経済連携協定でございまして、これが 2006 年に発効しております。この内容としましては、原則的に全品目について即時または段階的に関税を撤廃するという内容でございまして、これがあるところに昨年の 3 月、この 4 カ国にさらにアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた 8 カ国で、P 4 協定というものをより発展させた形で広域な経済連携協定を目指すということで、今話題になっております TPP、環太平洋パートナーシップ協定の交渉が開始されたところでございます。昨年は 10 月に第 3 回の交渉会合がブルネイでございまして、そこからマレーシアがその交渉に参加しまして、現在 9 カ国で交渉が進められているという状況でございます。

その下にまいりまして、交渉の現状でございますけれども、大半の分野においてテキストに基づく交渉が行われております。

交渉については現段階ではバイ方式、マルチ方式——このバイというのは 2 カ国で交渉するやり方、マルチというのは多数国で交渉をするやり方ですけれども、これが併存して行われているという状況でございます。

交渉の内容につきましては、下にございます 24 の作業部会が立ち上げられまして、議論が進められている模様でございます。

ここで、この下に細かい字で 24 分野が並んでおりますけれども、「市場アクセス（工業）、市場アクセス（繊維・衣料品）、市場アクセス（農業）」というのは、物品の関税を対象にして交渉する物品の関税分野の交渉でございまして、その後にございます「原産地規則／貿易円滑化／S P S／T B T／貿易救済」と並んでいるものは、直接関税を下げる交渉ではございませんで、貿易にかかるさまざまなルールを交渉する場所でございます。

このような同様の貿易に関連するルールというのはW T Oの一連の協定にもございますし、日本がこれまで締結してきたE P Aの中にも同様の貿易に関するルールというのがございます。

次の3ページにまいりまして、新規交渉参加国の扱いはどうなっているかということをございますけれども、新規交渉参加には現在交渉に参加している9カ国との同意が必要ということになっております。

現在行われている9カ国の今後の交渉の日程でございますけれども、2月にチリで第5回の交渉、3月にシンガポールで第6回、6月にベトナムで第7回、9月に米国で第8回、10月にペルーで第9回となっておりまして、本年の11月にはアメリカのハワイでA P E Cの首脳会合がございますので、ここを目標に妥結を目指しているという状況にございます。

次のページにまいりまして、「既存のF T A・E P AとT P Pの特徴」をまとめたものでございますけれども、ちょっと細かい表になっております。

まず左の「既存のE P A・F T A」でございますけれども、かいつまんで御説明させていただきます。実質上、すべての貿易で関税撤廃ということになっておりますけれども、実態として我が国がこれまで締結してきましたE P Aにおいては、双方の貿易——これは輸出側と輸入側と両方ということでございますけれども、貿易額の9割以上を10年以内に関税撤廃。日本側は品目数で84から88%と書いてございますけれども、こういうのが今までのE P Aでございます。

下にございますように、アメリカ、EU等の先進国同士のF T Aはもっと高い自由化の水準を約束しているという状況にございます。

それから、下にまいりまして、これは裏返せば9割ということでございますので、1割

程度の品目については除外、再協議等の例外的対応ということになっていまして、除外といふのは関税撤廃の約束をしないということでございます。

このような状況になっておりまして、右のほうの TPP でございますけれども、TPP はまだ交渉中でございますので、固まったものとしてまだ我々も情報を持っておりませんけれども、これまでの P 4 という以前のものがございますので、原則 10 年以内の関税撤廃が必要と考えられるのではないかということでございます。

「P 4 協定等」と書いてございますけれども、これは今ある P 4 協定を見てみると、実際にはそこでは全品目の約 8 割が即時撤廃となっておりまして、その他のものは原則 10 年以内に段階的に関税を撤廃するということになっております。

参考までにアメリカがこれまで結んできております F T A を見ますと、やはり 8 割から 9 割は即時撤廃をしているようでございます。

下にまいりまして、実際、一部例外はあるという P 4 協定でございますけれども、どのようなものかといいますと、チリの一部の乳製品、これはタリフライン——タリフラインといいますのは、関税をかけるときの品目のことでございまして、各国とも何千品目とあるわけでございますけれども、この 0.4% を 12 年以内に撤廃とか、例えばここにございますブルネイのお酒とかたばことか、宗教とかいろんな理由により禁止しているようなものでございますね。このようなものについて例外にしているというようなものがあるのみでございます。やはりこれからすると非常に自由化の度合いが高いものということが言えると思います。

次のページにまいりまして、これは国境措置の関税を撤廃したときの農産物生産等に与える影響ということで試算したものでございまして、これは全世界を対象として直ちに関税を撤廃したことと、対策を打たないということを前提にして、19 品目を対象に試算したものでございます。代表的な品目を選んで試算されているものでございます。

結果を簡単に御説明させていただきますと、農産物の生産額の減少が 4 兆 1000 億円程度、食料自給率が 14% 程度に下がってしまう。それから、農業の多面的機能の喪失が 3 兆 7000 億円程度、農業及び関連産業への影響で、G D P の減少として 7 兆 9000 億円、就業機会の減少数として 340 万人程度という試算になってございます。

TPP の状況についての御説明は以上のとおりでございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、今の事務局からの説明について何か御質問等がございましたらどなたからで

も結構でございますので御発言をお願いいたします。

それでは、青山委員。

○青山委員 日豪EPAを交渉中だという閣議決定の文章がありますが、どのあたりまで交渉が進んでいるのかお聞かせいただければありがとうございます。

○中嶋部会長 質問はまとめて受けまして答えていただくということにしますので、ほかに御質問があれば御発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。

ほかの委員の方々、よろしいですか。

それでは、追加で青山委員。

○青山委員 ちょっと知識がなくて恐縮なのですが、もしもお米を含むようなFTAなりTPPなりというのが締結されたと仮定したら、ミニマム・アクセス米というのはこのまま引き続きあるのか、なくなるのかというのを教えていただければありがとうございます。

○中嶋部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、富士委員。

○富士委員 参考資料5の2ページ、24の作業部会が立ち上げられて議論が進められているということで、市場アクセスは工業、繊維、農業とあるのですが、そのほかいわゆる非関税障壁という分野で原産地規則以下あるのですけれど、医療は、医師会は反対していると聞きますが、混合医療とか、医療法人の株式会社化の問題とか、医療というのはどの分野に入るのか、教えていただきたいというのというのが1点です。

もう1点は、WTO交渉との関係というんですか、上限関税の設定には反対だと、重要品目、センシティブ品目の8%というようなことも日本はこれまで粘り強く交渉してきたわけですけれど、そういう現在交渉中のWTO農業交渉との関係みたいなものの考え方を聞かせていただきたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、杉本委員。

○杉本委員 TPPの話はお伺いしたのですけれども、それとの関連といいますか、日中韓FTAとか、東アジアのEPAとか、その辺とこのTPPの交渉の関係はどういうふうに整理されるのか、並行して進めていらっしゃるのか、その状況を教えていただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

廣瀬委員。

○廣瀬委員 5ページでＴＰＰの関連で試算をされています。19品目を対象として試算をされて、就業機会の減少数というのが340万人と出ているわけですが、一方で、今日いただきました参考資料2の25ページのところで農業就業人口は減ってきてているわけですけれども、平成22年で260万人となっているわけです。それで、恐らく加工産業とかそういうところの就業機会等も言えるのではないかと思うのですが、このあたり数字はどういうふうに見たらいいのでしょうか。教えてください。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。

それでは、何人かの方から御質問をいただきましたので、まとめて御回答いただければと思いますが、ＴＰＰについて、交渉の進展度合い、それからＷＴＯ交渉との関係、ＦＴＡ・ＥＰＡ交渉との関係というのがございました。あと、医療を含めて作業部会の設置の内容、それから今の就業機会の減少と現在の農業就業人口との関係、これについての御質問だったと思いますけれども、御担当の方から回答いただけますか。

○柱本国際部国際交渉官 では、まず日豪のＥＰＡの状況でございますけれども、これも2007年から交渉を行っておりまして、11回の交渉を実施してきている状況でございまして、また今年から進めていくということになっておりますけれども、具体的な交渉の内容については今まだ御説明できる段階ではございません。現在のところ説明については控えさせていただきたいと思います。

それから、ミニマム・アクセス米ですけれども、ＴＰＰにつきましてはまだ我が国は入るという判断をしたわけではございません。まだどのような協定になっていて、どのような参加国による交渉が行われているかということにつきまして情報の収集を行っているところでございまして、具体的にルールがどのようにしていくかというのはまだ把握しきれていません。現在のところ具体的にミニマム・アクセス米がどうなるのか、その辺のことはまだ御説明できる状況にはございません。

それから、24の作業部会の中の医薬品の件について御質問いただきましたけれども、これは分野で申し上げてどこに分類されるかというのは、物品としては関税の扱いの中で議論されると思いますけれども、それ以外の制度的なものにつきましては、各国いろんな制度がございますが、サービスのところも幅広くいろんな産業分野がカバーされていま

すので、医療制度についてはその辺で出てくると考えられます。断定的なことは申し上げられませんけれども、24分野というのは最初の3つは物品で、それ以外の分野では各国の制度を対象に議論されますので、そういう意味でその辺のところのどこかで出てくる可能性はあるのではないかと考えております。

○中嶋部会長 今の件につきまして、情報収集の上お答えできることがありましたら、富士委員へ直接御説明いただいてよろしいでしょうか。

○柱本国際部国際交渉官 はい。

それから、WTOと重要品目の関係でございますけれども、WTOの交渉も現在行われておりますので、こちらは153カ国が入ったマルチの交渉でございまして、TPPのように一部の国の交渉とは異なるものでございます。WTOでは我が国の方針は従来どおり重要品目の確保ということで交渉しております。TPPについてはまだ交渉に入っておりませんでして、現在情報収集のところでございます。TPPは非常にレベルの高いものということは把握しておりますけれども、WTOの方針については我が国の方針は変わっておりません。

○横山大臣官房参事官 影響試算と実際の農業就業人口の減少の関係の御質問がございましたけれども、影響試算のほうにおきましての母数が産業連関分析に基づいてやっておりまして、農業だけではなくて、食品産業等の関連産業も入った数字でございます。

また、農業就業人口のほうは若干定義を書かせていただいているけれども、自営農業に従事した世帯員というような限定があるということで、そういった意味でも若干統計の差がございます。

したがって、農家が1人もいなくなってしまうとか、そういったことにはなりません。若干母数が違うということでございます。

○柱本国際部国際交渉官 日中韓のEPA、FTAAPPとTPPとの関連について御質問をいただきました。日中韓EPAの検討も、FTAAPPの多数国での検討も進められておりますけれども、これらについては、例えば、TPPには特に中国とか韓国が入っていないなど、TPPとは別の枠組みで進められています。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、追加で御回答をお願いします。

○松尾需要調整対策室長 計画課の需要調整対策室長の松尾でございます。

先ほどFTAなどが進んでいったとき、例えばお米も仮にFTA、あるいはTPPの対

象になつたら、ミニマム・アクセス米はどうなるのだろうというような御質問がありましたので、ちょっと補足的に説明させていただきますと、例えば今影響試算ということで出させていただいております。それで例えばお米が関税国境措置を撤廃したら 48%、1兆9000 億円の生産が減るということになっております。これは全世界に向けて国境措置を外したらという前提でございますので、こういった場合は9割ぐらい外国産米が入ってくるということになります。そういった場合は、当然ミニマム・アクセス自体は輸入機会を提供すればいいわけですから、そういったお米がたくさん来るということなので、例えばそれとはまた別に買わなければいけないとか、そういう話にはならないのだと思っております。

他方、我々こういったミニマム・アクセス、輸入の機会というのは全世界を対象に、例えば特定の国だけから買ってくるとか、そういうような譲許をしておりません。基本的には分け隔てなく、これぐらいは必要に応じて買いますよと、そういった関税割当で譲許しているわけでございます。

そういった中で仮にFTA、TPPとかで特定の国だけ、例えば関税を引き下げます、ゼロにしますと。そうしたら特定の国だけからお米が来た。そういったことをもってミニマム・アクセスというWTOのルールを満たしたことになるのかどうか、あるいはそういったルール上の問題、あるいはそれまでの関心国の人たちが、あそこでTPPとかを結んで輸入をした、我々はそこではじかれてしまったと。それで納得してくれるのか、WTOのルールの中でもそういったWTOとFTAの関係というのはよく考えてやるという条文があるのでけれども、そういった既存の人たちに不利益をかけていいのかどうか。そういういた難しい問題があろうかと思います。

いろいろな難しい問題があるということで、必ずしもFTA、TPPがきたからそれでミニマム・アクセスはおしまいになるという簡単な問題ではないということだけを補足させていただきます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、米政策、農業政策をめぐる課題につきましての御議論はこれで終了させていただきたいと思います。

## 閉会

○中嶋部会長 本日は、長時間にわたり御議論いただき、ありがとうございました。

議事のその他として事務局から何かございますでしょうか。

○天羽計画課長 特にございません。

○中嶋部会長 では、本日予定の議事につきましてはすべて終了いたしました。

最後になりますが、本日の議事につきましては議事録として整理し、公開することとなります。その整理につきましては私に御一任願いたいと存じますが、よろしうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。本日は活発な御議論をありがとうございました。

○松尾需要調整対策室長 中嶋部会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、お忙しいところ、熱心に御議論いただき、まことにありがとうございました。

次回の食糧部会につきましては、3月の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましてはまた皆様の御都合をお伺いした上で追って御連絡申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了させていただきます。

長時間にわたりどうもありがとうございました。

—以上—